

3. 学生教育研究災害傷害保険・スポーツ安全保険について

この保険は、入学と同時に全員加入となります。資料3-2をよく目を通しておいてください。資料3-3のスポーツ保険ですが、こちらは強制ではないですが、加入を強く推奨しています。その理由として、学研災保険と併せて加入することで、保険金の支払い額が多くなります。また、課外活動中の事故で保険金支払いの対象になるのは、病院への通院の回数が問題ですが、学研災保険の場合は14日以上必要ですが、スポーツ安全保険は1日から支払い対象となることがメリットです。また、この掛金については、育友会から一部補助金が出るので、加入した段階で、その加入依頼書を学生支援課（学生センター内）に持って来て下さい。（コピーをとり返却します。）

また、この保険は、学研災保険と異なり、保険期間が4月から翌年の3月までの1年間となっています。4月に新入生が入部してから在學生とまとめて、加入しているケースが見受けられますが、そうすると保険の適用が受けられない期間が発生しますので、在學生については3月中に加入し、新入生については入部次第加入するようにしてください。

いずれの保険も事故の日から30日以内に保険会社へ事故通知を行う必要があることを忘れないようにしてください。事故通知が遅れると保険金が請求できなくなることがあります。